

いじめ防止基本方針

静岡県立藤枝特別支援学校

令和5年 12月改定

藤枝特別支援学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも大切である。

※「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

（静岡県いじめの防止等のための基本的な方針より）

(2) 基本的な考え方

- ・ 全職員が「いじめは絶対に許されない行為である」との認識を持って子どもやいじめと向き合い、いじめのない安全で安心な学校づくり、学級づくりを目指す。
- ・ いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こるものであるという基本認識に立ち、本校においても障害の程度に関係なく全ての子どもに対して、発達段階や障害の特性に応じたいじめ防止教育に取り組んでいく。
- ・ いじめの未然防止、早期発見、早期対応が重要であるとの認識の基、「いじめが起こりにくい環境づくり、人間関係をつくり」「いじめをしない態度・能力の育成」「いじめを見逃さない体制づくり」に取り組んでいく。
- ・ いじめが疑われる場合には、特定の教員が抱えもまないよう学校全体で組織として対応し、いじめの解消と再発防止に努める。
- ・ 保護者や地域の方、関係機関と連携しながらいじめの未然防止に務める。

【いじめを防止するためのそれぞれの役割】

	いじめの未然防止に向けた役割	いじめの早期発見に向け役割
家庭	子どもとの関わりや対話を大切にする。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていく。	日頃の対話や態度などから、いじめが疑われる子どもの変化が見られたときには、担任又は学年主任、部主事に相談する。
地域	きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく。	いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する。
学校	※「2いじめ防止のための本校の対策」に示す。	

2 いじめ防止等のための本校の対策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめに対し組織として一貫した対応ができるよう、静岡県立藤枝特別支援学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な考え方や具体的な対応について示した「学校いじめ防止基本方針」を定める。（この方針は「いじめ防止対策推進法」の施行を受け策定された「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき定めたものである。）

(2) いじめ防止対策委員会の設置

「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、その中核となる組織として校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

ア 委員会の構成員

校長、副校長、教頭、学部主事、肢体統括主任、生徒指導課長（取りまとめ役）
 ※必要に応じて、学年主任、担任、教務課長、訪問主任、養護教諭、
 地域連携課長、外部専門家（スクールカウンセラー、学校医など）

イ 委員会の業務内容

- ・「いじめ防止のための年間計画」を作成する。
- ・「いじめ防止基本方針」についての確認、周知、見直しを行う。
- ・定期的に委員会を開催し、未然防止、早期発見に関する取り組みを検討したり、いじめに関する情報の収集、記録・共有、対策を行ったりする。
- ・いじめの事実が確認された場合はその対応に当たる。

ウ いじめ防止対策小委員会の設置

※いじめが疑われる行為が発見された場合は（初動段階では）、速やかな対応のため小委員会を招集し情報収集及びいじめの認定を行う。

<構成員>

校長、副校長、教頭のうち2名、該当部主事、該当学年主任、
 該当学級主任又は担任、生徒指導課長（取りまとめ役）

(3) いじめ防止等のための対策

ア いじめの未然防止

(ア) 安心できる学校生活づくり

・子どもとの信頼づくり

教師が、生徒理解を基盤に一人一人の思いや表現を受け止め、良さや可能性を最大限引き出すとともに、どの子どもにも公平に接することで、いじめの起こりにくい（多様性を認め合い、他者を思いやり、安心して自己表現ができる）雰囲気を作っていく。また、日常における活動の見届けや評価、声掛けを大切にし、子どもが孤立感を感じないようにする。

・子どもの主体的活動の場の設定

授業での達成感が、さらに次の学習への意欲を向上させ、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。そのため、日々の学校生活において、わかる授業づくり・授業改善を進め、子どもが主体的に取り組み「できた」という達成感や成就感が味わえるようにする。

(イ) 発達段階に応じた人権教育の充実

・道徳教育の推進

教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基盤や人権感覚を養う。また、道徳やホームルーム等でいじめについて考える機会を設ける。

・挨拶運動の推進

各学部の実情に合わせ、子ども主体の挨拶運動を実施する。挨拶は自他を尊重する気持ちの表れであり、活発に行うことで、他者を思いやる気持ちや自己肯定感の育成、安心して自己表現できる雰囲気作りにつながると思う。

・携帯マナー講座

SNSを通して行われるいじめについての防止・理解啓発のため、高等部生徒を対象に携帯マナー講座を実施し、スマートフォンを使用する上でのマナーを学んだり、トラブルを回避するためのポイントやトラブルに巻き込まれてしまった場合の対処法を学んだりする機会とする。

(ウ) 教職員の資質向上

人権教育研修を主としたいじめへの理解と防止等を図るための研修会を実施する。また、教職員の言動が子どもを傷つけたり、子どもによるいじめを誘発するようなきっかけとなったりすることがないように、学部会や学年会で子どもへの関り方や支援について話し合う機会を設けたり、人権感覚チェックにより正しい感覚を確認する機会を設けたりする。

(エ) 保護者への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発する。

イ いじめの早期発見・早期対応

(ア) 子ども理解に関する情報交換

- ・子どもの様子をよく観察したり、保護者や放課後等ディサービス等福祉機関と情報交換したりしながら、子どもの些細な変化を発見する。
- ・日常的に子どもの欠席理由を把握しておくようにする。また、原因の不明確な欠席が1週間程度続いた場合は、いじめに起因した欠席の可能性も意識し、保護者から様子の聞き取りを行う。

- ・必要なときに説明できるよう、日頃からクラスの子どもの特性理解や変化が見られたときの記録に努める。

(イ) 相談体制

- ・子ども、保護者からのが気軽に相談できるよう、多様な相談窓口（担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、いのちの電話等）があることを保護者会等で伝える。
- ・教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、速やかに学年主任、部主事に報告をする。※別紙1 いじめ発生時の対応（フローチャート）参照

(ウ) 学校生活アンケートの実施

- ・年に2回（7月、1月）にアンケート調査を実施し、いじめの予兆を発見する。

ウ 学校のいじめに対する措置

(ア) いじめ発生時の対応（別紙1「いじめ発生時の対応フローチャート」参照）

①発見・事実確認

- ・いじめの疑いが認知されたり、いじめの行為の発見があったりした場合、担任、主任は直ちに情報の収集に着手すると共に、部主事に報告する。
（報告：学年→部主事→副校長、教頭、生徒指導課長→校長）

②情報の収集

- ・担任・主任は起きた出来事や関わった人物を整理し正確に事実を確認する。
※別紙3「いじめ事案聞き取りシート」に記録する。

③報告・判断

- ・校長は、『いじめ防止対策小委員会』を招集する。
- ・『いじめ防止対策小委員会』は、聞き取った情報を基にいじめかどうかの判断をする。

④いじめと判断された場合

- ・校長は、「いじめ防止対策委員会」を設置し、より詳細な情報収集、いじめを受けた子どもへの支援及びいじめを行った子どもへの指導について検討する。また、事案が「重大事態（※6（1）参照）」にあたる場合は「6 重大事態への対処」に沿って対応する。
※必要に応じスクールカウンセラー等専門家の協力を得る。

⑤いじめではないと判断された場合

- ・継続した見守り、対応を実施していく。

(イ) 関係者への指導・支援

<いじめを受けた子どもに対して>

- ・「必ず守る」という学校の意味を伝え、信頼できる人（親しい友人や教員、保護者等）と連携し心のケアを行う。
※その際は、大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めないようにする。また、つらさや願いを語るができる安心感のある関係をつくるようにする。
※必要に応じて、登下校の見守りも行う。
- ・ニーズを確認し、安全な居場所の確保、いじめを行った子どもや学級への指導に関する具体的な支援案を提示する。
※いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行うなど、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにする。

<いじめを行った子どもに対して>

- ・直ちにいじめをやめさせる。

- ・いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度を取りながらも、いじめ子どもが内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めるなどし、いじめを受けた子どもとの関係修復に向けて自分ができることを考えることができるようになるよう働きかける。

<周囲の子どもに対して>

- ・はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることはせず、誰かに知らせるという勇気をもつように指導する。

<保護者に対して>

- ・いじめを受けた子ども、行った子どもの保護者双方に、直ちに事実を伝え、指導方針と具体的な方策を提示して、再発防止への協力を依頼する。
- ・問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を継続し、委員会を開催して問題の再確認と事後指導の評価を行う。

(ウ) 校長及び教員による懲戒

- ・校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。

エ 関係機関との連携

- ・日ごろから地域警察や相談機関、医療機関等との協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応できるようにする。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められた場合には、教育委員会の指導のもと、警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命や身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察へ通報するなど適切な援助を求める。

オ いじめの「解消」について

- ・いじめが解消している状態とは、以下2点が満たされている状態を言う。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる。
 - ②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない。
 いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察するようにする。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは (いじめ防止対策推進法第28条)

ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

<例> ・子どもが自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

※子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

(静岡県いじめの防止等のための基本的な方針より)

(2) 重大事態発生時の対応について

①教育委員会への報告

3 (1) イに関しては、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測する場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当前の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む。

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告する。また、教育委員会を通じてその旨を知事に報告する。

②調査の実施

- ・教育委員会の判断のもと、速やかに教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。その際因果関係の特定を急がない。調査は、網羅的明確に行い、調査方法は子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを行う。
※子どもの入院や死亡など、いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行う。
- ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対して調査方針の説明等を行う。
- ・いじめを行った子ども及びその保護者に対して調査方針の説明等を行う。

③調査結果の説明・報告

- ・いじめを受けた子ども及びその保護者に、調査結果の説明を行う。
※個人情報保護等に留意しつつ説明を行う必要はあるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることがあってはならない。
※知事への報告にあたり、いじめを受けた子ども及びその保護者の調査結果に係る所見を添えることができる旨を説明する
- ・いじめを行った子ども及びその保護者に、調査結果の説明を行う。
- ・県知事へ調査結果の報告及び説明を行う。
※場合によって再調査及び再報告を行う。

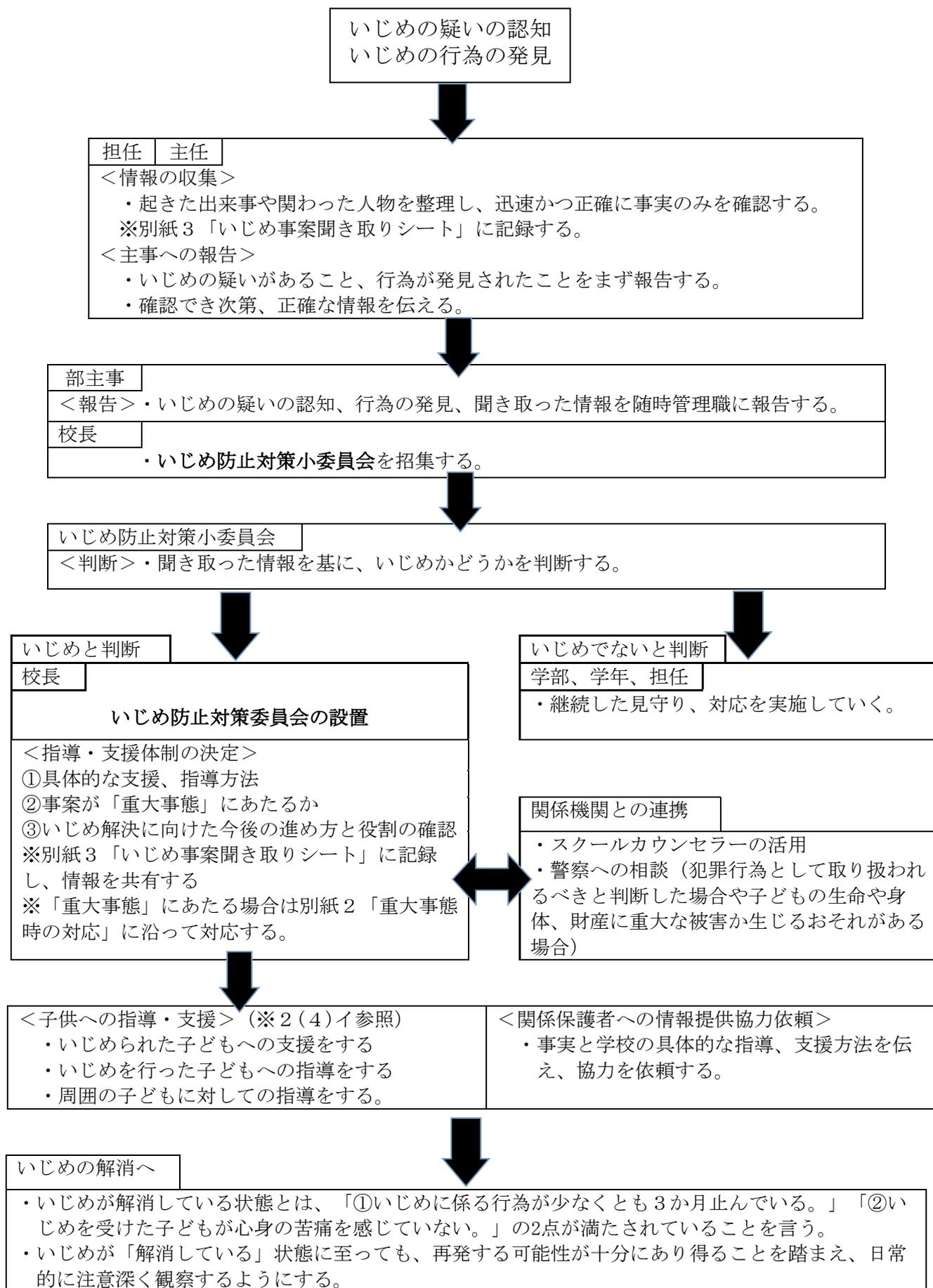
④公表・報道対応

- ・学校及び教育委員会は、事案の重大性、いじめを受けた子ども及び保護者の意向、公表した場合の影響等を総合的に勘案し、特段の支障が無ければ調査結果を公表する。
- ・公表する場合は、公表の仕方及び公表内容をいじめを受けた子ども及び保護者と確認する。
- ・報道機関等の外部に公表する場合は、他の子ども及び保護者に対して、可能な限り事前に調査結果を報告する。
- ・情報発信、報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。

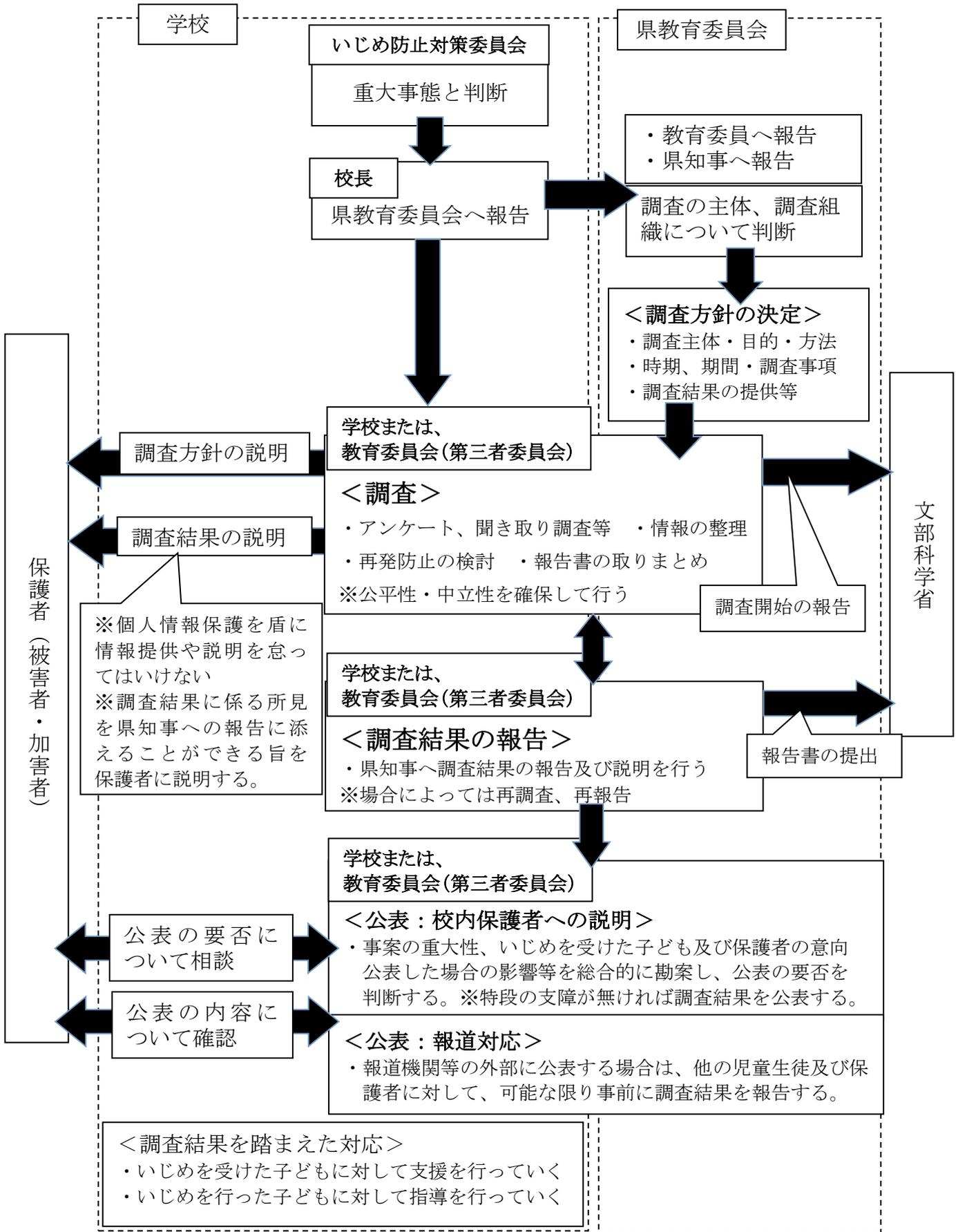
⑤調査結果を踏まえた対応

- ・いじめを受けた子どもに対して、事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケアを行う。いじめを受けた子どもが不登校になっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーなどの専門家を活用する。
- ・いじめを行った子どもに対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた子どもへの謝罪の気持ちを醸成させる。いじめを行った子どもに対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について町会の検討も適切に行う。

別紙1 「いじめ発生時の対応フローチャート」



別紙2 「重大事態への対応フローチャート」



参照：文部科学省

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」